

平成 24 年 4 月

職場を辞めたいが辞めさせてもらえない

【質問】

仕事の内容や職場の人間関係などでいろいろあって**会社を辞めよう**と思っています。先日辞めたいと言ったら仕事が忙しいので次の人が決まるまで辞めさせてもらっては困ると言われました。

次の人が決まるまで辞めることはできないのでしょうか。

【答え】

期間の定めのない労働契約の場合、民法の規定では退職届を提出して 2 週間の予告期間をおけば、退職理由を要せず退職は成立します。

(民法第 627 条)

その際、使用者の承諾は必要ありません。従って、使用者から辞めさせてもらっては困ると言われても、労働者は退職の意思表示をしてから 2 週間後には辞めることはできます。

但し、入社時に退職に関する説明を受け、承諾している場合や**就業規則・労働条件通知書等に記述してある場合にはそれに従わなければなりません。**

退職時には退職の手続きや賃金の支払い等のこともありますから、これらについて就業規則の内容を確認し、会社とよく話し合ってから退職の申し出をして下さい。退職の申し出は口頭でも成立しますが、退職の意思表示を明確にするために退職日を明記した**書面(退職届等)を提出**しましょう。

期間の定めのある労働契約の場合、期間途中での契約解除は使用者・労働者双方共に原則としてできません。但し、民法によればやむを得ない事由があるときは契約の解除をすることができます。(民法第 628 条)

労働者がやむを得ない事由もなく一方的に退職した場合には、使用者から損害賠償を請求されることもありますから気をつけましょう。

【ワンポイントアドバイス】

- 退職の手続きについて**就業規則を確認**しましょう。
- 有期雇用契約か期間の定めのない雇用契約か**どうかによって退職の申し出の時期は異なります。
- どうしても退職届を受け取ってもらえない場合は内容証明郵便にして退職届を郵送する方法もあります。この方法は使用者と対立関係になりがちになりますから、慎重にする必要があります。